

いじめ防止基本方針

大東市立北条中学校

0. いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈法 第2条〉

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（「大東市いじめ防止基本方針」より）

1. いじめ問題への対応方針

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

『大東市公立学校園に対する指示事項』

2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

(2) 安心して学べる学校園づくり (3) いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」、「大東市いじめ防止基本方針（令和5年4月改訂）」を踏まえ、いじめの防止と早期発見に取り組むこと。また重大事案に至るおそれがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告するとともに、事象の態様に応じて関係機関や法律（スクールロイヤー）・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを共通理解し、積極的に認知し、対応すること。認知したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず情報を共有し、事実を正確に把握したうえで迅速かつ適切に対応すること。

「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より早期発見や対処の在り方等について理解を深めておくこと。また、市が実施するハイパーQU テストの活用やアンケート調査に加え、各校の実情に応じた実態把握を行うこと。

ネット上のトラブル等の課題解決に対しては、情報モラル教育を年間計画に位置付け、教職員が正しい理解を深めるよう努めるとともに、「大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」を活用して、保護者への啓発活動も行うこと。

(2)いじめ防止等の対策組織

名称	担当者	役割
いじめ防止対策委員会	校長・教頭・生徒指導主事 児童生徒支援CO・養護教諭・SC	学校いじめ防止基本方針の策定・進捗状況の確認、見直し。いじめに関わる校内研修会の立案、重大事案発生時の対応
生活指導部会	生活指導部長・各学年担当者・養護教諭	いじめの未然防止のための取り組み、いじめ対応、いじめに関わる校内研修会の企画・運営
人権教育推進委員会	校長・教頭・生徒指導主事・人権教育主担・教務・各学年主任	重大事案発生時の対応
集団づくり部会	集団づくり部長・各学年担当者	いじめ未然防止(仲間づくりの視点から)

(3)年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
1学期	相談窓口周知 家庭訪問 ・家庭での様子の把握 あんしん生活アンケート① 教育相談① 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	相談窓口周知 家庭訪問 ・家庭での様子の把握 あんしん生活アンケート① 教育相談① 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	相談窓口周知 家庭訪問 ・家庭での様子の把握 あんしん生活アンケート① 教育相談① 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	◇第1回いじめ防止対策委員会 ・年間計画の確認 ◇校内研修会① ・学校いじめ防止基本方針の確認他 ◇市第1回いじめ対応教員連絡会への参加 ◇家庭訪問の集約 ◇第2回いじめ防止対策委員会 ・進捗状況確認、見直し ・あんしん生活アンケート①分析
2学期	あんしん生活アンケート② 教育相談② 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	あんしん生活アンケート② 教育相談② 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	あんしん生活アンケート② 教育相談② 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	◇市第2回いじめ対応教員連絡会への参加 ◇校内研修会③ ・アンケートの分析から ◇第3回いじめ防止対策委員会 ・進捗状況確認、見直し ・あんしん生活アンケート②分析
3学期	あんしん生活アンケート③ (教育相談③) 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	あんしん生活アンケート③ (教育相談③) 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	あんしん生活アンケート③ (教育相談③) 社会性測定用尺度実施 学期末懇談	◇市第3回いじめ対応教員連絡会への参加 ◇校内研修会④ ・アンケートの分析から ◇第4回いじめ防止対策委員会 ・あんしん生活アンケート③分析 ・学校いじめ防止基本方針等見直し

2. いじめ防止等の取組み

(1)未然防止のための取組み

いじめがどの子どもにも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行うことが大切である。このため本校は以下のように取り組む。

- ①協同学習の授業に取り組むことを通じて、一人ひとりが互いを認め合い、支え合い、学び合うことのできる仲間づくりをめざす。
- ②基本8項目を中心に生徒をつなぐ「集団づくり」を推進する。
- ③生徒会と(拡大)班長会を中心とした自主的な活動を活性化し、楽しい学校づくりの取組みを企画・推進する。
- ④生徒総会を中心とした取組みの中で仲間や集団の課題について発表し合う。
- ⑤各学年の宿泊行事などに「語る会(クラスミーティング)」の取組みを推進する。
- ⑥「信頼と理解」を基本とした生徒指導の推進を図る。
- ⑦「生徒と生徒」「生徒と教師」の人間関係づくりに努める。
- ⑧出会い、体験を中心とした人権教育を推進する。
- ⑨人権学習の年間カリキュラムを作成するとともに人権学習内容づくりをすすめる。

(2)早期発見のための取組み

いじめ問題は対応が遅れ長期化する中で事案が重篤、深刻なものになることから、早期発見・早期対応が非常に重要である。日々児童生徒と接する教職員は、児童生徒の些細な変化に対しても見逃さないように意識するとともに、いじめが疑われる場合は、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめ早期発見のために、本校では以下のように取り組む。

- ①いじめ等に関するアンケート「心のアンケート」を毎学期実施する。アンケート結果によりさらに詳細な実態把握が必要になれば、再アンケートや個人面談等の取組みを行う。
- ②いじめ等に関する相談窓口を設置し、生徒・保護者に周知する。
- ③教育相談を年3回実施し、学級担任が生徒の話を聴く。
- ④いじめの未然防止、早期発見、またいじめ事案への対応について教職員が共通理解を図るとともに、生徒理解、生徒指導、学級運営、授業力等について、個々の資質を向上させるために、教職員研修会を開催する。
- ⑤毎月実施する学年会で生徒の状況、様子について情報交換を行い、定期的に行われる生活指導部会で交流する。
- ⑥毎週、行われる主任打ち合わせ(校長、教頭、教務、人権教育主担、生徒指導主事、各学年主任)で生徒の様子を報告する。

(3)いじめ事象への対処方法

- ①いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対応担当教員を中心とする組織的な対応を行う中で事案の事実確認と適切な指導を進める。事案の解決を図るに当たり、市教育委員会との連携の下、弁護士、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。
- ②被害児童生徒及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。児童生徒の立場に立って丁寧に対応することから学級担任のみの対応に捉われず、児童生徒との信頼関係に基づく教員による対処や、またスクールカウンセラーの活用等も検討する。被害児童生徒保護者との連携を密にし、事案解決を図る。
- ③加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害児童生徒保護者に協力を求めながら、自ら行ったいじめ行為を自覚し十分反省するように指導する。
- ④いじめが起きた集団に対しては、被害児童生徒及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるように指導する。
- ⑤ネット上での不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるためにプロバイダに対して働きかける

等により削除する措置を講じる。

- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察と連携して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に連絡して、適切に援助を求める。

(4)重大事案への対応

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、いじめ防止対策委員会、人権教育推進委員会を開催し事象の報告・今後の対応等を確認し、教職員で共通認識を図るとともに速やかに市教育委員会に報告を行う。市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童生徒及び保護者に適切に説明する。

3. 方針等の見直し

いじめ防止対策委員会において、本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。

4. いじめ事象発生時のフローチャート図

